

県警本部と運転代行適正化交渉

## 違法な「認定番号」売買・レンタルや白タク行為あとを絶たず

(秋田地連)

2012年07月26日 秋田県警本部・秋田公安委員会と交渉

2002年6月に「自動車運転代行業の業務適正化に関する法律」が施行され、暴力団排除、保険加入義務化、二種免許義務化が図られてから本年6月で10年が経過しました。この間、法施行から約5年後の2008年2月に警察庁と国交省は「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」を取りまとめ、料金の不透明感の払拭や損害賠償措置の拡充など各種対策が講じられてきました。

しかし、白タク行為などの違法行為が後を絶たず、本年3月29日、警察庁と国交省は、白タク行為の根絶を柱とした「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を策定し、車体表示のペイント化の義務付けや行政処分基準の強化等々の具体策を打ち出しました。

全自交秋田地連は7月26日に秋田県警本部・秋田県公安委員会に対して、①白タク行為の取締強化、②随伴自動車の任意保険加入義務化、③3月29日発表の「更なる健全化対策」の具体策、④遠隔地の代行が週末のみ都市部で営業する営業形態の是非、等について要求しました。

8月20日に県警本部交通企画課と交渉を持ち回答を得ましたが、①代行車両は10日以内に届け出れば良く、認定番号の車両が頻繁に変更されても違法とは言えない、とした上で「ペイント化は有効であり、認定番号の売買は困難になる」との見解を示し、支局と連携して取締を実施すると回答しました。②AB間輸送は料金を収受すれば違法だが、無料であれば違法とは言えない。代行中に随伴車に客を乗せる行為は違法であり、去年は1件を白タク行為で事業停止処分とした。③随伴自動車の任意保険加入については国交省が「義務化は厳しすぎる」と見解を出しており、警察が回答する立場にない、④昨年までの管内での処分状況は、事業停止処分1件(白タク行為)、指示処分16件(支局の処分を含む)、注意処分165件である、⑤運転代行に営業区域はなく、県境を越えて支店を出し営業することは可能であり、復興特需で仙台に支店を出すことを検討している秋田県内の代行業者もある、等々を回答しました。

秋田県内の事業者数は、当初は全国1位で380事業者を超えていたが、現在は40以上の事業者が撤退し、全国4位まで減っている状況にあるが、秋田地連は今後とも運転代行の適正化を求め声を上げていきます。

## 運転代行適正化に関する要請書

貴職の諸課題の解決に向けたご精励に対しまして、心より敬意を表します。

また、日頃から私どもの交通政策に対し、ご理解を賜っていることに厚く御礼申し上げます。

さて、2002年6月に「自動車運転代行業の業務適正化に関する法律」が施行され、暴力団排除、保険加入義務化、二種免許義務化がはかられてから本年6月で10年が経過しました。

この間、法施行から約5年後の2008年2月に警察庁と国交省は「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」を取りまとめ、料金の不透明感の払拭や損害賠償措置の拡充など各種対策が講じられてきました。

しかし、今なお違法な「認定番号」の売買・レンタルや白タク行為が横行している現状にあり、更なる適正化対策が必要と考えます。

つきましては、下記の通り要望を申し上げ、改善をはかられるよう要請致します。

### 記

1. 違法な「認定番号」の売買・レンタルや白タク行為が横行している現状を改善するために、取締りを強化されたい。
2. 随伴車による事故の多発と任意保険への加入が少ない実態が報道されており、対応が必要と考えますが、随伴車の任意保険について加入を義務化されたい。
3. 2002年6月の法施行後において、管内の運転代行に対する営業停止・指示注意等の処分状況を明らかにされたい。
4. 運転代行事業者による事故発生状況（全国又は秋田）の資料があれば開示されたい。
5. 本年3月29日、警察庁と国交省は、白タク行為の根絶を柱とした「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を策定し、車体表示のペイント化の義務づけや行政処分基準の強化等々の具体策を打ち出しました。今後は「各施策について実施に向けた検討を開始し、必要なパブリックコメント等の手続きを経て順次実施する予定である」としています。今後、運転代行業法の施行規則・告示・通達の改正が必要と考えますが、どのような行程で「健全化対策」が進んでいくのか明らかにされたい。
6. その他  
鹿角市に本社が有り、秋田・大館・鷹巣に支店を設けている運転代行事業者が鹿角本社で働く労働者を週末だけ秋田市で働かせる実態があります。安全輸送の面と地理の不案内による利用者サービスの面で問題があると考えますが、見解を示されたい。

以 上